

令和7年第1回（1月）三郷町議会
臨時会・会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令 和 7 年 1 月 2 3 日																						
招 集 場 所	三 郷 町 議 会 議 場																						
開 会 (開 議)	令 和 7 年 1 月 2 3 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日)																						
出 席 議 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1番 神 崎 静 代</td> <td style="width: 50%;">2番 吉 村 今日子</td> </tr> <tr> <td>3番 南 田 善 紀</td> <td>4番 先 山 哲 子</td> </tr> <tr> <td>6番 南 真 紀</td> <td>7番 高 田 好 子</td> </tr> <tr> <td>8番 奥 山 一 臣</td> <td>9番 木 口 屋 修 三</td> </tr> <tr> <td>10番 伊 藤 勇 二</td> <td>11番 澤 美 穂</td> </tr> <tr> <td>12番 辰 己 圭 一</td> <td></td> </tr> </table>	1番 神 崎 静 代	2番 吉 村 今日子	3番 南 田 善 紀	4番 先 山 哲 子	6番 南 真 紀	7番 高 田 好 子	8番 奥 山 一 臣	9番 木 口 屋 修 三	10番 伊 藤 勇 二	11番 澤 美 穂	12番 辰 己 圭 一											
1番 神 崎 静 代	2番 吉 村 今日子																						
3番 南 田 善 紀	4番 先 山 哲 子																						
6番 南 真 紀	7番 高 田 好 子																						
8番 奥 山 一 臣	9番 木 口 屋 修 三																						
10番 伊 藤 勇 二	11番 澤 美 穂																						
12番 辰 己 圭 一																							
欠 席 議 員	な し																						
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">町 長</td> <td style="width: 50%;">木 谷 慎 一 郎</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>池 田 朝 博</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>大 西 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>加 地 義 之</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>辰 巳 政 行</td> </tr> <tr> <td>こ ども 未 来 創 造 部 長</td> <td>坂 田 達 也</td> </tr> <tr> <td>環 境 整 備 部 長</td> <td>安 井 規 雄</td> </tr> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>渡 瀬 充 規</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者</td> <td>平 川 貴 治</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>川 合 孝 悟</td> </tr> <tr> <td>企 画 財 政 課 長</td> <td>寺 林 秀 明</td> </tr> </table>	町 長	木 谷 慎 一 郎	副 町 長	池 田 朝 博	教 育 長	大 西 孝 浩	総 務 部 長	加 地 義 之	住 民 福 祉 部 長	辰 巳 政 行	こ ども 未 来 創 造 部 長	坂 田 達 也	環 境 整 備 部 長	安 井 規 雄	教 育 部 長	渡 瀬 充 規	会 計 管 理 者	平 川 貴 治	総 務 課 長	川 合 孝 悟	企 画 財 政 課 長	寺 林 秀 明
町 長	木 谷 慎 一 郎																						
副 町 長	池 田 朝 博																						
教 育 長	大 西 孝 浩																						
総 務 部 長	加 地 義 之																						
住 民 福 祉 部 長	辰 巳 政 行																						
こ ども 未 来 創 造 部 長	坂 田 達 也																						
環 境 整 備 部 長	安 井 規 雄																						
教 育 部 長	渡 瀬 充 規																						
会 計 管 理 者	平 川 貴 治																						
総 務 課 長	川 合 孝 悟																						
企 画 財 政 課 長	寺 林 秀 明																						
本会議の職務のため出席した者の職氏名	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">議 会 事 務 局 長</td> <td style="width: 50%;">ウエゼル 雅 子</td> </tr> <tr> <td>議 会 事 務 局 主 任</td> <td>武 田 千 晶</td> </tr> </table>	議 会 事 務 局 長	ウエゼル 雅 子	議 会 事 務 局 主 任	武 田 千 晶																		
議 会 事 務 局 長	ウエゼル 雅 子																						
議 会 事 務 局 主 任	武 田 千 晶																						

町長提出議案の題目	議案第 1 号 令和 6 年度三郷町一般会計補正予算（第 7 号） 議案第 2 号 令和 6 年度三郷町下水道事業会計補正予算（第 2 号） 議案第 3 号 令和 6 年度三郷町水道事業会計補正予算（第 2 号） 議案第 4 号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について 議案第 5 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について 議案第 6 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について 議案第 7 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について 議案第 8 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について 議案第 9 号 奈良おもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について 議案第 10 号 財産の取得について
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 1 番 神 崎 静 代 2 番 吉 村 今 日 子

令和 7 年 第 1 回 (1 月)

三 郷 町 議 会 臨 時 会 議 事 日 程

令 和 7 年 1 月 2 3 日

午 前 9 時 3 0 分 開 議

日 程

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 会期の決定 |
| 第 3 | 議案第 1 号 | 令和 6 年度三郷町一般会計補正予算 (第 7 号) |
| 第 4 | 議案第 2 号 | 令和 6 年度三郷町下水道事業会計補正予算 (第 2 号) |
| 第 5 | 議案第 3 号 | 令和 6 年度三郷町水道事業会計補正予算 (第 2 号) |
| 第 6 | 議案第 4 号 | 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正について |
| 第 7 | 議案第 5 号 | 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部
改正について |
| 第 8 | 議案第 6 号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
改正について |
| 第 9 | 議案第 7 号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 第 1 0 | 議案第 8 号 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につい
て |
| 第 1 1 | 議案第 9 号 | 奈良おもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正
について |
| 第 1 2 | 議案第 1 0 号 | 財産の取得について |
| 第 1 3 | | 提案理由の説明 |

開 会 午前 9 時 3 0 分

〔開会宣告〕

議長（辰己圭一） 皆さん、おはようございます。地方自治法第 1 1 3 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、ただいまより令和 7 年第 1 回三郷町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

〔町長招集の挨拶〕

議長（辰己圭一） 町長から招集のご挨拶がございます。

町長（木谷慎一郎） 議長。

議長（辰己圭一） 木谷町長。

町長（木谷慎一郎）（登壇） 皆様、おはようございます。三郷町告示第 3 号によりまして、令和 7 年第 1 回三郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、公私何かとご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本臨時会に提出いたします議案は議決案件 1 0 件でございます。どうか慎重審議賜りますようお願い申し上げます、招集の挨拶とさせていただきます。

〔会議録署名議員の指名〕

議長（辰己圭一） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、三郷町議会会議規則第 1 2 7 条の規定によって、1 番、神崎静代議員、2 番、吉村今日子議員を指名します。

〔会期の決定〕

議長（辰己圭一） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日 1 日限りとしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日 1 日限りと決定しました。

〔議案朗読〕

議長（辰己圭一） この際日程第 3、「議案第 1 号、令和 6 年度三郷町一般会計補正予算（第 7 号）」から日程第 1 2、「議案第 1 0 号、財産の取得について」までを一括議題とし、事務局に朗読させます。

議会事務局主任（武田千晶） 朗読します。

日程第 3 議案第 1 号 令和 6 年度三郷町一般会計補正予算（第 7 号）

日程第 4 議案第 2 号 令和 6 年度三郷町下水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 5 議案第 3 号 令和 6 年度三郷町水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 6 議案第 4 号 三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第 7 議案第 5 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第 8 議案第 6 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第 9 議案第 7 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 10 議案第 8 号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第 11 議案第 9 号 奈良おもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 12 議案第 10 号 財産の取得について

以上でございます。

〔提案理由の説明〕

議長（辰己圭一） 日程第 13、ただいま上程の議案について、議案の朗読を省略し、町長から提案理由の説明を求めます。

町長（木谷慎一郎） 議長。

議長（辰己圭一） 木谷町長。

町長（木谷慎一郎）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、本臨時会に提出いたしました議案の提案理由の説明を一括してさせていただきます。

まず初めに、「議案第 1 号、令和 6 年度三郷町一般会計補正予算（第 7 号）について」であります。

既決予算に 2 億 9 0 5 万 5, 0 0 0 円を追加し、補正後の予算総額を 1 1 6 億 3, 7 4 9 万 7, 0 0 0 円とするものであります。

それでは、初めに国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した事

業の概要からご説明をいたします。

まず、総務費では、生活者支援事業といたしまして、全住民を対象に1人当たり2,500円のギフト券を支給するため物価高騰生活者支援事業費で6,979万4,000円を計上するものであります。

なお、年度内の事業完了が見込めないため、全額を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、民生費では、低所得世帯支援事業といたしまして、物価高騰による家計への影響が特に大きい住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円、18歳未満の子ども1人当たり2万円を支給するため、低所得世帯支援・定額減税補足給付金事業費で1億892万9,000円を追加するものであります。

最後に、教育費では、給食センター運営費におきまして、給食材料費の物価高騰分に500万円を充当するため、財源の付け替えを計上するものであります。

続きまして、人事院勧告に伴う職員等の手当の改正や人事異動に係る人件費を除いた補正について、ご説明申し上げます。

まず、総務費では、奈良おもちゃ美術館が開館することに伴い、利用者の利便性向上を図るため、JR三郷駅からFSS35キャンパスまでの移動手段として車両購入に係る経費368万1,000円を限度額に債務負担行為を計上するものであります。

次に、教育費では、南畑幼稚園において、個別の支援を必要とする園児に対し特別支援の教員を配置するため、幼稚園費で51万2,000円を追加するものであります。

最後に、職員の人件費につきまして、民間給与との較差を解消するため、初任給をはじめ若年層に重点を置き、給料月額を平均で3%引き上げるとともに、特別職の期末手当支給月数を0.05か月分、一般職の期末・勤勉手当支給月数をそれぞれ0.05か月分引き上げる人事院勧告が行われました。これに伴い、本町におきましても同様に職員の給料月額及び期末・勤勉手当の改正並びに議会議員、特別職及び教育長の期末手当の改正にあわせ、人事異動や会計年度任用職員の任用状況の変動等に伴った人件費の補正予算として共済費で248万6,000円を増額する一方、給料で775万2,000円、職員手当で308万3,000円を減額するものであります。

一方、歳入では、普通交付税の追加交付があったことから、地方交付税で1億

3, 301万9, 000円を追加するものであります。

次に、歳出でご説明いたしました物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金事業の財源といたしまして、国庫補助金で1億7, 095万1, 000円を追加するものであります。

最後に、地方交付税で追加交付を受けた3, 188万7, 000円を減債基金に積み立てるとともに、今回の補正予算に係る財源を充当後、財政調整基金からの繰入金を9, 491万5, 000円減額することで収支を合わせるものであります。

続きまして、「議案第2号、令和6年度三郷町下水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正で、収益的支出につきまして527万1, 000円を、資本的支出につきまして195万1, 000円を減額するものであります。

続きまして、「議案第3号、令和6年度三郷町水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

本会計につきましても、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正で、収益的支出につきまして193万8, 000円を、資本的支出につきまして105万2, 000円を増額するものであります。

続きまして、「議案第4号、三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」、「議案第5号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、及び「議案第6号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」は、関連がありますので、一括して説明申し上げます。

これらの条例改正につきましては、人事院勧告に伴い国家公務員の特別職の給与が改定されることから、議会議員・町長・副町長・教育長の期末手当等の改正を行うものであります。

内容といたしましては、昨年12月の期末手当の支給割合を現行の1.7か月分から0.05か月分引き上げて1.75か月分とし、6月期及び12月期合計で3.45か月分とするものであります。また、来年度以降の期末手当につきましては、引き上げ分の0.05か月分を6月期及び12月期で均等に振り分け、それぞれ1.725か月分とするもので、本年度につきましては昨年12月1日

に遡って適用し、来年度分については令和7年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」であります。

本条例の改正につきましても、人事院勧告に伴い国家公務員の給与が改定されることから、一般職の職員の給与月額及び期末・勤勉手当、地域手当及び扶養手当等について改めるものであります。

主な内容といたしましては、初任給をはじめとして若年層職員に重点を置いて給料月額を平均3%引き上げるとともに、昨年12月の期末・勤勉手当をそれぞれ0.05か月分引き上げて期末手当を1.275か月分、勤勉手当を1.075か月分とし、6月期及び12月期合計で4.6か月分とするもので、給料については昨年4月1日、期末・勤勉手当については昨年12月1日に遡って適用するものであります。また、来年度以降につきましては、期末・勤勉手当の引き上げ分の合計0.1か月分を6月期及び12月期で均等に振り分け、それぞれ2.3か月分とするものであります。

続きまして、「議案第8号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」であります。

本条例改正につきましても、人事院勧告に伴い任期付職員の期末手当について現行の1.7か月分を0.95か月分とし、新たに0.875か月分の勤勉手当を支給し、6月期・12月期それぞれ1.825か月分として令和7年4月1日から施行するものであります。

続きまして、「議案第9号、奈良おもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」であります。

12月定例会において議決いただき、令和7年3月20日から施行する本条例において、おもちゃ美術館の利用に係る入館料及び使用料を指定管理者の収入として収受させることができる旨の規定を新たに追加するものであります。

最後に、「議案第10号、財産の取得について」であります。

三郷小学校の屋内運動場に移動式エアコンを購入するもので、指名競争入札の結果、日本住宅設備株式会社奈良支店支店長、田村公隆を契約の相手方とし、1,222万98円で財産購入契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。

以上が本臨時会に提案をいたしました議案の主な内容でございます。慎重審議いただき、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（辰己圭一） 以上で提案理由の説明を終結します。

暫時休憩します。

全員協議会を開催しますので、委員会室にお集まりください。よろしくお願い申し上げます。

休憩 午前 9時43分

再開 午後 0時12分

議長（辰己圭一） 再開します。

〔質疑・討論・採決〕

議長（辰己圭一） 日程第3、「議案第1号、令和6年度三郷町一般会計補正予算（第7号）について」、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、「議案第2号、令和6年度三郷町下水道事業会計補正予算（第2号）について」、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（辰己圭一） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、「議案第3号、令和6年度三郷町水道事業会計補正予算（第2号）について」、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、「議案第4号、三郷町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、「議案第5号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、「議案第6号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について」、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、「議案第7号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、「議案第8号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、「議案第9号、奈良おもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について」、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、「議案第10号、財産の取得について」、質疑に入ります。

—————質疑を終結し、討論に入ります。

—————討論を終結し、一括採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(辰己圭一) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

[町長閉会の挨拶]

議長(辰己圭一) 町長からご挨拶がございます。

町長（木谷慎一郎） 議長。

議長（辰己圭一） 木谷町長。

町長（木谷慎一郎）（登壇） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日上程いたしました全ての案件につきまして、慎重審議の上全て可決をいただきまして、誠にありがとうございました。

さて、新年を迎え、早くも1月の後半となりました。昨年から続く物価高騰や相次ぐ大きな地震と、新年早々生活への不安を禁じ得ない日々でございます。本町といたしましては、本臨時会で上程させていただきましたギフトカードや給付金などの住民の皆様への生活支援事業の積極的な実施、また、発生確率が引き上げられた南海トラフ巨大地震をはじめ、災害への備えや対策など、安心・安全な生活を支え、また、地域の発展に寄与する施策について、職員一丸となって検討・立案し、積極的に実行してまいりたいと考えております。

各地で薬が不足するほどのインフルエンザが大流行しておりますが、議員各位におかれましては、公私ご多忙と存じますが、健康には十分ご留意をいただきまして、今後とも町政推進のため格別のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔閉 会〕

議長（辰己圭一） これで会議を閉じます。

それでは、これをもって令和7年第1回三郷町議会臨時会を閉会します。皆様、どうもお疲れさまでございました。

閉 会 午後 0時20分

〔会議録署名〕

会議の経過を記載して、その相違なきことを証するためここに署名する。

議 長

1 番

2 番